

# JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	01 基本	制定	B0662	製品の幾何特性仕様(GPS)－測得	Geometrical product specifications (GPS)－Extraction	【制定・改正する理由(必要性)】 測得(Extraction)は、製品の幾何特性仕様(GPS)規格で多用される用語である。また、測得における基本的な形状に対するサンプリング方針を標準化することは、産業界における品質管理にとって非常に重要である。そのため、ISOでは、2010年に国際規格としてISO 14406(Geometrical product specifications (GPS)－Extraction)を発行した。このISO 14406の発行に伴い、最近では、我が国においても測得の定義及び形状に対するサンプリング方針の標準化について産業界・教育界のニーズが出されているため、この国際規格を基礎として速やかにJIS化することが望まれている。	【期待効果】 ISO 14406の発行に伴い、「測得」という語(Word)が使用され始め、浸透もしてきているが、その定義の厳密さを欠いているのが現状である。このような課題を解決するためにこの規格を制定することによって、用語及び定義、サンプリング方針方法の統一化が図られ、品質の改善及び技術の普及等に、大きな効果が見込める。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・測得におけるサンプリング及び再構成 ・サンプリングスキーム		ISO 14406:2010	MOD	第2条の該当号: 4(測定の方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	基礎的・基盤的分野		一般財団法人日本規格協会のWG	2023年6月			1
JSA	01 基本	制定	B7440-11	製品の幾何特性仕様(GPS)－座標測定システム(CMS)の受入検査及び定期検査－X線CTの原理を用いた座標測定システム	Geometrical product specification (GPS)－Acceptance and reverification tests for coordinate measuring systems (CMS)－CMSs using the principle of X-ray Computed Tomography (CT)	【制定・改正する理由(必要性)】 これまでの座標測定機は物体表面の座標点を測定するものとして活用されてきたが、近年、物体内部の観察が可能なCTが改良され、サイズ測定が可能な産業用CTが開発された。産業用CTは内部の点を測定するため、受入検査及び定期検査で用いるアーティファクトを新たに開発する必要があり、このため、この趣旨でISO/TC213/WG10で開発が進められていたISO 10360-11の発行を待って、我が国でもJIS制定を検討する予定であったが、DISが承認され、ものの、技術的コンセンサスを獲得するのが難しい判断よりいったん取り下げられてISとしての発行には至っておらず、代わりにTSとしての発行が検討されている。一方、我が国においては、産業界より、現状の技術の実態に即した座標測定機について、X線CTの原理を用いた座標測定機の性能が、製造業者の仕様に適合するかどうかを検証するための受入検査及び定期検査、並びに使用者が定期的に検証するための定期検査についてISO/TSの発行を待たずにJIS化すべきとの要望が強く出されている。このような状況から、2021年に発行されたISO/DIS 10306-11を参考としたJISを制定する必要がある。なお、X線CTの原理を用いた座標測定システムの入入検査及び定期検査に関しては、ドイツにおけるVDI/VDE 2630 Part 1.3:2011 (VDI/VDE 2617 Part 13:2011も同一)や米国におけるASME B89.4.23-2020などが発行されており、この規格はこれら既存の文書との整合化をできる限り図る。	【期待効果】 この規格を制定し、従来の座標測定機と同等の受入検査及び定期検査を規定することにより、従来の座標測定機を近年開発された産業用CTに置き換えることと推進されることで、内部の点の測定も可能となり、今後の鉱工業品の技術開発に寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号 ・計測特性に対する要求事項 ・受入検査及び定期検査 ・仕様との適合 ・適用事例 ・製品文書とデータシートの表示			無	第2条の該当号: 4(検査方法)	法律の目的に適合している。	利点: オ  欠点: いずれも該当しない。	基礎的・基盤的分野		一般財団法人日本規格協会のWG	2023年6月			1

# JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	01 基本	制定	B7440-13	製品の幾何特性仕様(GPS)－座標測定システム(CMS)の受入検査及び定期検査－第13部:光学式座標測定システム	Geometrical product specifications (GPS) – Acceptance and reverification tests for coordinate measuring systems (CMS) –Part 13: Optical 3D CMS	【制定・改正する理由(必要性)】 現在、長さを測定する座標測定機の受入検査及び定期検査については、JIS B 7440-8として標準化されているが、近年、技術開発によって広く普及してきている光学式座標測定機は、同時に数百万点を測定することができるため、従来の座標測定機と置き換えることができる。また、光学式座標測定機は、樹脂などの柔軟な素材の表面も測定することができる。しかし、光学式座標測定機の受入検査及び定期検査の規格はこれまで制定されていなかった。また、光学式座標測定機の構造が従来の直交型座標測定機と異なるため、直交型座標測定機を前提とした受入検査規格(JIS B 7440-2)を適用することも困難である。このため、光学式座標測定システム(CMS)が製造業者の指定する仕様に適合するかどうかを検証するための受入検査、及び使用者が光学式座標測定システム(CMS)の性能を定期的に検証するための定期検査について、ISO 10360-13(Geometrical product specifications (GPS) – Acceptance and reverification tests for coordinate measuring systems (CMS) – Part 13: Optical 3D CMS)が2021年に制定された。このような状況から、近年の技術に対応した光学式座標測定機の受入検査及び定期検査について、国際整合化したJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、従来の座標測定機と同等の受入検査及び定期検査を規定することにより、従来の座標測定機を光学式座標測定機に置き換えることが期待される。従来の座標測定機では測定点を1点ずつ測定するのに対し、光学式座標測定機では、同時に数百万点の測定が可能である。結果として、測定時間の短縮、さらには、製品の抜き取り検査から全数検査が可能になり、製品の品質の向上が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号 ・定格動作条件 ・受入検査及び定期検査 ・仕様への適合 ・適用事例 ・製品文書及びデータシートへの表示 ・附属書B(校正された検査用の長さを実現する標準器)		ISO 10360-13:2021	MOD	第2条の該当号: 4(検査方法)  対象事項: 光学式座標測定システム	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。	基礎的・基盤的分野		一般財団法人日本規格協会のWG	2023年6月			1
JSA	06 電子	制定	C5930-3	光伝送用スイッチ－第3部:シングルモード光ファイバビッグテール形1×2及び2×2スイッチ	Fiber optic switches – Part 3: Non-connectorized single-mode fiber optic 1 x 2 and 2 x 2 switches	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバ通信システムは、情報化社会を支えるインフラとして必要不可欠なものであり、そこでは多量の1×2及び2×2光スイッチが使用されている。また、今後のICT社会の更なる発展に伴い、光スイッチは今後も多量に導入することが予想されているが、現在、JISは制定されておらず、国際規格IEC61753-071-02に基づいた光スイッチが使用されている。その他の光ファイバ通信システム用光部品と同様に、国際規格との整合性を維持しつつ国内の通信事業者の使用環境に合わせた規格の存在が望ましいため、IEC61753-071-02に基づいたJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、国内の通信事業者が使用している光ファイバ通信システム用の光部品と同様の使用環境に対応した光スイッチの調達が可能となり、調達コストの削減、システムの拡張及び災害・保守時の追加調達が迅速に行え、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	主な規定項目は、以下のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.定格 5.光学特性 6.耐環境性及び耐久性 7.試料 8.試験報告書 9.表示 10.包装 11.安全		IEC 61753-071-02:2020	MOD	第2条の該当号: 1(種類、性能、耐久性)  対象事項: 光伝送用スイッチ	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、キ  欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年10月	33.180.20	4	

# JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	06 電子	制定	C60194-1	プリント基板の設計、製造及び組立—用語—第1部:プリント基板及び電子実装技術共通	Printed boards design, manufacture and assembly – Vocabulary – Part 1: Common usage in printed board and electronic assembly technologies	【制定・改正する理由(必要性)】 プリント配線板、受動部品、半導体などの電気・電子部品は、世界のあらゆる業種で用いられており、共通用語を用いることは国内外を問わず取引上でも重要となる。IECでは、プリント配線板、受動部品、半導体などの電気・電子部品の用語を対象としたIEC 60194-1(Printed boards design, manufacture and assembly – Vocabulary – Part 1: Common usage in printed board and electronic assembly technologies)を2021年に制定した。我が国においても、電気・電子部品に関連する諸活動における相互理解を図るため、国際規格IEC 60194-1を基にした用語の標準化を図る必要がある。	【期待効果】 プリント配線板、受動部品、半導体などを製造、販売及び/又は使用する際に、標準化された共通用語を用いることで、技術的な調整が容易となって、開発・製造の効率化が図れるとともに、受渡当事者間での取引におけるトラブル防止及び円滑化につながる事が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義		IEC 60194-1:2021	IDT	第2条の該当号: 5(用語)  対象事項: プリント配線板及び電子実装技術	法律の目的に適合している。	利点: ウ、エ、オ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月	31.180;31.190	4
JSA	05 電気	制定	C60695-1-11	火災危険性試験—電気・電子—第1-11部:電気・電子製品の火災危険性評価指針—火災危険性アセスメント	Fire hazard testing—Part 1-11: Guidance for assessing the fire hazard of electrotechnical products – Fire hazard assessment	【制定・改正する理由(必要性)】 現在電気・電子製品の火災危険性を評価するための試験方法については、JIS C 60695-2規格群などの国際整合された規格は存在するが、特定した製品に関連する火災シナリオにおいて火災危険性を排除するためのアセスメントを実施するためのJISが確立されていない。火災危険性アセスメントは、ハザードベースの製品設計に有用であり、このアセスメント手法をIEC/TC89が開発した電気・電子製品の火災危険性アセスメントを規定した国際規格に整合したJISを作成することによって標準化する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、国際的に認知された火災安全学に基づいた、電気・電子製品の火災危険性に関するアセスメント手法が確立され、このアセスメントで得られた知見に基づいて電気・電子製品を設計・製造することによって、火災に対してより一層安全性の高い製品の提供が可能となることから、安全・安心を求める社会ニーズに貢献することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1・適用範囲 2・引用規格 3・用語及び定義 4・火災危険性アセスメントの要素 5・火災危険性試験 6・火災危険性アセスメントプロセス 7・火災危険性アセスメントの範囲及び制限 8・火災試験要求事項・規格		IEC 60695-1-11:2014	IDT	第2条の該当号: 4(試験方法)  対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年8月		2

# JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律的目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	制定	C60721-2-6	環境条件の分類－第2-6部：自然環境の条件－地震の振動及び衝撃	Classification of environmental conditions－Part 2-6: Environmental conditions in nature－Earthquake vibration and shock	【制定・改正する理由(必要性)】この規格は、地震の振動や衝撃に関する自然界に現れる環境条件について、製品が保管および使用中にさらされる可能性のある厳しさの参考資料として、地震の特徴的で基本的な特性と量を明確化する。対応国際規格の第1版が1990年にIEC 60721-2-6として発行され、地震研究の進展に伴い、①機器を設置する地震活動レベルゾーンを限られた数のクラスに分類する。②地震に関する強度、マグニチュード、および最大地盤加速度の間の相関関係を厳密な方法で定義することは科学的に不確実なため、これらの相関関係を削除する。③強度とマグニチュードの両方のスケールを更新する。④実用的でなかった地震ゾーンマップの代わりに、世界中で一貫したピーク加速度分布の取得方法に関する情報を付属書として提供する。などの改訂をした第2版が2022年に発行された。電気・電子機器等の合理的な耐震設計開発の観点から、地震の振動や衝撃に関する基本的な特性及び地震活動レベルゾーンの情報を提供する本規格の制定が必要である。	【期待効果】この制定によって、国際規格との整合を図り、地震による振動及び衝撃の基本的な特性の理解が容易になり、その結果、国際取引の円滑化に寄与し、電気・電子機器等の合理的な耐震設計開発、品質の改善、などに寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・地震の概要 ・震度階級 ・応答スペクトルによる地震環境の記述 ・地震活動ゾーンの分類		IEC 60721-2-6:2022	IDT	第2条の該当号：2(設計方法)  対象事項：電気・電子機器及び部品	法律の目的に適合している。	利点： ア、ウ、エ、オ、キ  欠点： いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2023年9月			2
JSA	06 電子	制定	C61760-2	表面実装技術－第2部：表面実装部品(SMD)の輸送及び保管条件－指針	Surface mounting technology－Part 2: Transportation and storage conditions of surface mounting devices (SMD)－Application guide	【制定・改正する理由(必要性)】能動部品、受動部品などの表面実装用電子部品(以下、SMDという。)は、世界のあらゆる業種で用いられている基本部品であり、国際貿易で取り扱われる重要な製品部類の一つである。SMDの輸送時及び保管時における注意事項は、SMDの流通にとって必要な情報である。このため、既にIEC 61760-2:2007(第2版)を対応国際規格とするJIS C 5070が制定されているが、IEC 61760-2の主要な規定である、表面実装部品の輸送、保管時の環境条件の分類、環境パラメータ及びその厳しさなどの規定が、昨今の社会環境の変化に合わせて全面的に改訂され、第3版として2021年に発行された。JISとしても、国際規格と整合し最新の技術水準に対応した規格とするともに、IEC 61760-2の整合規格であることを明確にするため、規格番号を改めてこの規格を制定することが必要である。したがって、この規格の発効と同時に、JIS C 5070は廃止する予定である。	【期待効果】SMDの市場への流通及び輸出入に関わる製造業者、使用者、物流業者などによるこの規格の周知を図ることによって、製品の損壊及び劣化を防止して、国内外における取引上の支障の未然防止に資することが期待できる。	1.適用範囲 2.引用規格 3.用語及び定義 4.SMDの輸送及び保管の一般条件 5.SMDの輸送条件(環境分類、環境パラメータ及びその厳しさ) 6.SMDの保管条件(環境分類、環境パラメータ及びその厳しさ) 7.関連事項	JIS C 5070: 2009	IEC 61760-2:2021	IDT	第2条の該当号：2(輸送の生産方法)  対象事項：表面実装部品	法律の目的に適合している。	利点： ア、イ、ウ、エ、カ、キ  欠点： いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年7月	31.240		4

# JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	C61882	ハザード及び運用性の検討(HAZOPスタディー)適用の指針	Hazard and operability studies (HAZOP studies) - Application guide	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>この規格は、リスク解析技法の一つであるハザード及び運用性(Hazard and operability:HAZOP)の調査の手引を示すものである。HAZOPは、設計の段階でリスク及び運用性の問題を構造的及び体系的な手法で特定することで、適切な改善方法の決定に役立つものであることから、ISO 31010(リスクマネジメント-リスクアセスメント技法)においてリスクを特定するための技法の一つとして位置付けられている。HAZOPは、1960年の初めに、化学プラントの安全評価のために開発された技法であるが、2001年には、その適用のための手引について国際規格化され、IEC 61882として制定された。近年、その適用分野が、人の移動を含む輸送システム、種々の産業における管理手順の評価、ソフトウェア及びコード開発等へと拡大していることに伴って改訂が行われ、2016年に第2版が発行された。多種のシステム、プロセス及び手順に適用可能で、かつ、広範囲なシステムのリスク低減に有効な解析技法として、公衆の安全性確保にも大きく寄与するものとなっている。</p> <p>一方、我が国において、HAZOPはプラント産業以外の分野ではあまり使われていないものの、既にJISとなっているFMEA(C5750-4-3)及びFTA(C5750-4-4)とともに用いることによって、設計段階においてより有効なリスクの特定が可能となる。これらのことから、我が国においても、広範囲な分野のシステムの安全性及び運用性を向上させるためにHAZOPの活用が有用であり、その適用のための手引を標準化するため、当該国際規格に整合したJISを制定する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格を制定することによって、リスク解析技法であるHAZOPを活用するための国際規格と整合した手引を使うことができるようになり、広範囲な分野のシステムの設計段階において、より有効なリスク特定が可能となることから、我が国の自動運転システム、緊急対策計画といった多様な分野における安全性及び運用性の向上が期待できるとともに、国際競争力の強化にも寄与することが期待できる。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>適用範囲</li> <li>引用規格</li> <li>用語及び定義並びに略語</li> <li>HAZOPの主な特徴</li> <li>HAZOPの適用</li> <li>HAZOPの調査手順</li> </ul>		IEC 61882:2016	IDT	<p>第2条の該当号: 2(設計方法)</p> <p>対象事項: 鉱工業品(システム)</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、オ、カ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月	03.100.50; 03.120.01; 13.020.30	5
JSA	06 電子	制定	C62343	ダイナミックモジュール通則	Dynamic modules - General and guidance	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>我が国において、ダイナミックモジュールは、通信システムを構築する重要な構成要素となっており、それらを用いた長距離・大容量光ファイバ通信システムやトラフィックの動的な変化や予期せぬ自然災害による伝送路の寸断等に柔軟に対応できる光ネットワーク網が実現されてきている。こうした中、国際規格IEC 62343(2013年初版発行)が2017年に第2版に改訂され、この規格の対象となるダイナミックモジュールの説明、用語、並びに基本的な考慮事項及び考え方が定義された。近年光ネットワークの多機能化が進められている中で、ダイナミックモジュール技術の更なる高度化が求められると共に、新技術の開発が進むものと考えられる。災害大国の我が国では、フレキシブルなネットワークの重要性が増しており、これらの新技術の開発がさらに進む前に、現在の国際規格と整合したJISの通則を制定する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>制定することによって、製品の開発・製造に関する規格の作成方法の明確化で製品の開発・製造が容易になり、取引の円滑化が期待できるとともに、正しい認知が定着することにより、市場の拡大が期待される。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>適用範囲</li> <li>引用規格</li> <li>用語及び定義</li> <li>規格の作成方法</li> <li>電磁両立性(EMC)に関する要求条件特性</li> </ol>		IEC 62343:2017	IDT	<p>第2条の該当号: 5(鉱工業の技術に関する用語、略語、記号)</p> <p>対象事項: ダイナミックモジュール</p>	法律の目的に適合している。	<p>利点: ア、ウ、エ、オ、キ</p> <p>欠点: いずれも該当しない。</p>	-	国際規格をJIS化するもの	一般財団法人光産業技術振興協会のWG	2022年7月	33.180.01; 33.180.99	4

# JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	05 電気	制定	C62922	一般照明用有機EL(OLED)パネル性能要求事項	Organic light emitting diode (OLED) panels for general lighting - Performance requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、一般照明用有機EL(OLED)パネルの性能要求事項について規定するものである。有機EL照明は、LED照明と同等の省エネルギー性能をもつ可能性があるとともに、光源そのものが面発光であることから拡散板などの部材を必要とせず均一な面発光を実現することが可能である。このため、照明器具に組み込んだ場合に伴う光損失がほとんどないことから、省資源・省エネルギーな光源として照明分野での普及が期待されている。IECにおいても一般照明用有機ELの標準化の必要性が強く望まれ、規格制定の検討が行われてきた。我が国は、照明用有機ELの技術開発において、世界をリードしてきたことから、IEC TC34の主要メンバーとして参加し、2016年11月に一般照明用有機ELパネルの性能に関する要求事項を規定するIEC 62922[Organic light emitting diode (OLED) panels for general lighting - Performance requirements]の発行に寄与し、その後、2021年8月にAmendment 1が発行された。このため、我が国においても一般照明用有機ELパネルの性能確保及び品質向上などを図るため、国際規格を基礎としたJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、性能要求事項が標準化され、一般照明用有機ELパネルの性能及び品質が高まり、消費者保護の向上が期待できる。また、製品の普及段階から国際規格に整合した製品が生産・供給されるようになり、国際競争力の強化につながることも市場における適正な評価が定着することによって、市場の拡大も期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 一般的注意事項及び試験条件 5 表示 6 入力電力 7 初期光学的特性 8 維持光学的特性 9 信頼性 10 制御装置設計のための情報 附属書C(規定)全光束の測定方法 附属書G(規定)平均輝度の測定方法		IEC 62922:2016、AMD1:2021	MOD	第2条の該当号: 1(品質、性能、耐久性) 対象事項: 一般照明用有機EL(OLED)パネル	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本照明工業会のWG	2022年4月			5
JSA	04 管理システム規格	制定	Q9030	マネジメントシステムのパフォーマンス改善-新製品及び新サービス開発管理の指針	Performance improvement of management systems - Guidelines for new product and service development management	【制定・改正する理由(必要性)】 新製品及び新サービス開発管理は、製品及びサービスの開発に関わる活動を効果的かつ効率的に行うためのプロセスを定め、維持向上、改善及び/又は革新して、次の製品及びサービスの開発に活かす一連の活動であり、生産及びサービス提供におけるプロセス保証とともに、品質保証(顧客及び社会のニーズを満たすことを確実にし、確認し、実証するために、組織が行う体系的活動)の中核をなす活動である。しかし、近年のISO 9001の普及とともに、品質保証を狭い意味で捉え、新製品及び新サービス開発管理の内容について十分な理解のないまま取り組んでいる組織が少なくない。その結果として、重大な品質事故及びトラブルを発生させたり、顧客及び社会にとって価値のある製品及びサービスの開発に失敗している組織もある。このため、品質マネジメントの主要な活動の一つである新製品及び新サービス開発管理に関して、基本的な考え方や取り組むべき重要な活動、及びその実践において役立つ手法として、潜在ニーズの把握、ボトルネック技術の明確化及びブレークスルー、デザインレビュー及び失敗の防止、初期流動管理、製品及びサービス開発プロセスの見直しなど、日本の品質マネジメントの特徴をなす多くの要素を含んだ適切な指針を国家規格として制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、多くの組織が活用できる、新製品及び新サービス開発管理に関する具体的な指針が示され、各組織においてそれぞれの状況に応じた適切なマネジメントが行われるようになる。また、新製品及び新サービス開発管理の基本的な考え方や、重要な活動、活用できる手法などについての共通の理解が進むとともに、新製品及び新サービス開発管理の効果的かつ効率的な実施、ひいては、各組織が提供する製品及びサービスが顧客及び社会のニーズに合ったものになり、産業競争力の向上に寄与することが期待できる。さらに、サービス産業(医療・福祉、運輸、教育など)へのTQMの普及促進も期待できる。	主な規定項目は、以下のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語と定義 4. 新製品及び新サービス開発管理の基本 5. 新製品及び新サービス開発管理における重要なマネジメント活動の進め方 6. 新製品及び新サービス開発管理のためのツール			無	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: 品質マネジメント	法律の目的に適合している。	利点: ア、エ、オ 欠点: いずれも該当しない。	基礎的・基盤的分野(幅広い関係者が活用する統一的方法を定める規格)	一般社団法人日本品質管理学会のWG	2022年10月	03.100.01	4		

# JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	03 適合性評価	制定	Q17060	適合性評価—適正実施規準	Conformity assessment Code of good practice	<p>【必要性】 適合性評価は、製品等が規定要求事項を満たしていることを実証する活動である。適合性評価の手順及びシステムを共有するニーズの高まりを受けてISO/CASCO(適合性評価委員会)においてISO/IEC Guide60:2004として開発され、このガイドを基にJIS Q 0060:2006が制定された。その後、このガイドをアップデートしてISO/IEC 17060に置き換える作業が行われた。 この規格は、WTO/TBT協定との連携を考慮して開発されたものであり、TBT協定の適正実施規準に対するCASCOの方針表明の意味が込められており、ISO/IECの適合性評価規格に詳しくない層に対して、一般的な内容としてCASCO規格群の最低限の規準と用語等を伝えることにより、適合性評価への理解を促し、また、TBT協定と組み合わせ使用することができるように記述されている。 我が国としても、TBT協定を参照する方の利便性のためにも、現行JIS Q 0060:2006を廃止し、対応国際規格に整合したJIS Q 17060として制定する必要がある。</p>	<p>【期待効果】 適合性評価の対象は、製品、プロセス、サービス、システム、設備、プロジェクト、データ、設計、材料、主張、人物、団体又は組織、又はそれらの組合せなど、様々である。 適合性評価の実施方法と要求事項とが異なったり、適合性評価結果が承認されなかったりすると、製品やサービスの流通を制限する結果となる可能性があるため、適合性評価システムとその実施には、①全ての利害関係者が参加するよう努める、②非差別的で透明性があり公平であること、③貿易に対する不必要な障害を避ける、といった努力が必要である。こうした観点から、この規格は、貿易を促進し、国際、地域、国及び地域レベルでの社会的利益及び／又はニーズの発展を支援する適合性評価政策及び実務を確立し、促進することを意図して開発された。 この規格は、CASCOが通常、17000シリーズ規格の対象とする認定機関、認証機関、適合性評価スキームの所有者等を超えて、規制当局、貿易関係者まで幅広く使用されることを想定したものであり、改正により、対応国際規格との整合が図られ、一層、公平で信頼できる適合性評価サービスの提供、促進、海外との商取引の合理化に寄与することが期待される。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・適合性評価の適正実施規準 ・適合性評価の対象の特定 ・特定要求事項 ・適合性評価活動及び適合性評価機関 ・適合性評価システム及び適合性評価スキーム(プログラム) ・適合性評価結果</p>	JIS Q 0060	ISO/IEC 17060	IDT	第2条の該当号: 第10号(役務の内容)  対象事項: 通則的適合性評価	法律の目的に適合している。	利点: イ、ウ、エ、カ、キ  欠点: いずれも該当しない。	1. 基礎的・基盤的分野、幅広い関係者が活用する統一的な方法を定める規格	—	一般財団法人日本規格協会のWG	2022年8月	03.120.20	5
JSA	07 情報	制定	Q38503	情報技術—ITガバナンス—ITガバナンスのアセスメント	Information technology—Governance of IT—Assessment of the governance of IT	<p>【制定・改正する理由(必要性)】 近年、あらゆる組織は、顧客、従業員、取引先、投資家その他を含む、ステークホルダに対して価値を創出することが求められる中で、ITは事業戦略に欠かせないものとなっている。ITによって実現される情報システムの巧拙が経営に大きな影響を及ぼすといっても過言ではなく、組織においてはITガバナンスを導入し、その価値を高めるための活動が行われている。 ITガバナンスの導入・実現に当たっては、JIS Q 38500(情報技術—ITガバナンス)を基礎として、経済産業省が公表している「システム管理基準」において、その要件が示されているが、ITガバナンス適用の有効性について、全体を俯瞰的に評価し、監査するものとなっていない。 一方、国際的には、ISO/IEC38500、ISO/IEC TS38501及びISO/IEC TR38502をベースにITガバナンスを導入した組織を体系的に評価及び監査できる規格が、日本も積極的に協力して開発され、2022年に、ISO/IEC 38503が制定された。 こうしたことから、今後、ITガバナンスを国際的に共通な視点で評価・監査することによって、その実効性を高めていくため、国際規格と整合したJISを制定することが必要である。</p>	<p>【期待効果】 この規格の制定によって、これまで、国内ではシステム管理基準を活用し、国際的には各国の規格によって評価及び監査を実施してきたが、国際的に共通な基準によって評価し、監査することが可能となることから、我が国の組織のITガバナンスがグローバルに推進され、産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 ITガバナンスの評価のメリット 5 アセスメントのスコープ及びアプローチ 6 ITガバナンスのアセスメント 7 アセスメント活動</p>		ISO/IEC 38503:2022	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法)  対象事項: ITガバナンス	法律の目的に適合している。	利点: ア、オ、キ、ク  欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月	35.020	4

# JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号(制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	Q38507	情報技術 - IT ガバナンス - AI(人工知能)の活用が組織のガバナンスに与える影響	Information technology - Governance of IT - Governance implications of the use of artificial intelligence by organizations	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>AIの組織への応用については、さまざまな問題が想定されている。今までのITとは異なり、組織の意志決定にも影響を与えることや、AIが学習することで、同じような状況下でも、異なった結果となることなどがある。また、AIを含むシステムは、従来のICTシステムより自律性が高く、人の感性に近い判断に使われることが多い。このように、AI(特に深層学習を用いるAI)は、性能保証を確実に実行する技術が未発達で、ガバナンス及びマネジメントによって信頼性を確保することが一般的である。そのため、組織の経営者は、AIの導入に当たって与える影響を、倫理を含めて事前に十分に検討することが求められることから、AIを組織に導入するとき、導入後の応用、運用などについて検討するための指針が必要となっている。</p> <p>同様なガバナンスの必要性については、EU及び国際団体でも議論されており、国際標準化のための検討が、日本も積極的に協力し、ISO/IEC JTC1/SC42において行われており、AI活用の組織ガバナンスへの影響、AI活用に対処するためのポリシーなどを規定したISO/IEC38507が発行される。この規格は、現在開発中のAI Management System Standard (ISO/IEC 42001)にも参照されており、今後、認証の参照規格として用いられる可能性も高い。</p> <p>こうしたことから、今後、AI 社会原則の実装に向けて、国内外の動向も見据えつつ、我が国の産業競争力の強化と、AI の社会受容の向上を図っていくため、国際規格と整合したJISを制定する必要がある。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格の制定によって、ガバナンスに関する国際的な基準を示すことでの信頼性確保や、内部統制の根拠を示すことによる有価証券報告書の国内外に通用する基盤を与えることに寄与する。また、我が国の組織のAIのガバナンスがグローバルに推進され、産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与することも期待できる。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <p>1 適用範囲</p> <p>2 引用規格</p> <p>3 用語及び定義</p> <p>4 AI 活用の組織ガバナンスへの影響</p> <p>5 AI 及び AI システムの概要</p> <p>6 AI 活用に処するためのポリシー</p>	ISO/IEC FDIS 38507	IDT	第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア,オ,キ	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月	35.020	4	
JSA	07 情報	制定	X0134-4	システム及びソフトウェア技術 - システム及びソフトウェアアシュアランス - 第4部:ライフサイクルにおけるアシュアランス	Systems and software engineering - Systems and software assurance - Part 4: Assurance in the life cycle	<p>【制定・改正する理由(必要性)】</p> <p>アシュアランス(assurance、主張が達成された、又は今後達成されるという正当な確信の根拠)の諸概念は、従来のシステム及びソフトウェア開発での、要求仕様及び設計仕様に基づいて実装する方法だけでなく、市場に急速に普及しつつある機械学習で成立したモデルを含むシステムのような、必ずしも仕様が存在しないシステムの開発・運用・保守における品質保証の観点から、今後ますます重要になる。すなわち、実装の検証及び仕様の妥当性確認を基本とする従来の考え方に加え、システム及びソフトウェアのライフサイクル(要求事項に対する、開発・運用・保守等のプロセスの進め方)の適切さをステークホルダ間で議論し、正当な確信を得る(アシュアランスを獲得する)ことが求められている。</p> <p>これに対応して、システム及びソフトウェアアシュアランスに関する規格の策定と見直しが国際的にも行われ、ISO/IEC/IEEE 15026規格群として制定されつつある。我が国においても、ISO/IEC/IEEE 15026-1:2019をJIS X 0134-1:2021(概念及び用語)、ISO/IEC/IEEE 15026-2:2011をJIS X 0134-2:2016(アシュアランスケース)として既にJIS化している。ISO/IEC/IEEE 15026-4は、システム及びソフトウェアの開発・運用・保守のためのライフサイクルプロセス(ISO/IEC/IEEE 12207及びISO/IEC/IEEE 15288)と、それらの各プロセスにおいて、アシュアランス獲得のために特に考慮すべき事項とを対応付ける手引となる規格である。2012年に制定されたのち、ライフサイクルプロセスの国際規格の改訂に伴い、改訂版が2021年に発行された。</p> <p>ISO/IEC/IEEE 12207:2017はJIS X 0160:2021として、ISO/IEC/IEEE 15288:2015はJIS X 0170:2020としてJIS化されている一方で、ISO/IEC/IEEE 15026-4は未だJIS化されておらず、我が国のシステム及びソフトウェア開発におけるライフサイクルのアシュアランス獲得に困難が生じているため、早急にJIS化が必要である。</p>	<p>【期待効果】</p> <p>この規格を制定することによって、システム及びソフトウェア(以下、「システム」という。)の開発・運用・保守といったライフサイクルプロセスと、システムへの要求事項のアシュアランスに必要なプロセスとを対応付けることが普及する。このことによって、システム開発・運用・保守における取引の円滑化が期待できる。さらに、システムのステークホルダによる議論及び合意形成(アシュアランス獲得)が重要となることへの国内産業界での理解が進むことで、機械学習の利用を含むシステム・サービス開発においてアシュアランスの諸概念を活用した品質向上がなされ、国際競争力強化に繋がること期待できる。</p>	<p>主な規定項目は、次のとおり。</p> <p>1 適用範囲</p> <p>2 引用規格</p> <p>3 用語及び定義</p> <p>4 適合性</p> <p>5 主要概念</p> <p>6 システムアシュアランスプロセスビュー</p> <p>7 ソフトウェアアシュアランスプロセスビュー</p>	ISO/IEC/IEEE 15026-4:2021	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法)	法律の目的に適合している。	利点: ア,ウ,エ,カ,キ	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月	35.080	4	

# JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X0164-11	ITアセットマネジメント—第11部:ITアセットマネジメントシステムの審査及び認証機関に対する要求事項	IT asset management—Part 11: Requirements for bodies providing audit and certification of IT asset management systems	【制定・改正する理由(必要性)】 ソフトウェアアセットマネジメント(SAM)のためのJIS X 0164規格群は、ソフトウェアアセット及び関連するITアセットをマネジメントするプロセス及び技術の両方に対応している。また、JIS X 0164-1で、ITアセットマネジメントシステム(ITAMS)の要求事項が規格化されたことによって、市場ではITAMSの構築と機能の高度化が進んでいる。一方、より一層の進展を確かなものにするためには、世界的に運用されているマネジメントシステム認証制度と同様に、技術的能力を有し、公正・公平な立場から審査・認証を行う機関(以下、認証機関という。)によって、ITAMSがその要求事項に適合していることの認証が受けられることが有効である。このため、ITAMSの認証機関に対する要求事項の規格化が必要であり、この要求に従いISO/IEC JTC1 SC7/WG21では、2021年6月に、ISO/IEC 19770-11(Requirements for bodies providing audit and certification of IT asset management systems)を発行した。 我が国においても、JIS X 0164-11に基づくITAMSの導入・運用が広く普及しており、今後、システムの信頼性を確保する観点から、ITAMSの規格適合性について審査・認証を行う上記認証機関が必要であることから、国際規格に整合した認証機関に対する要求事項を規定するJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、国際的に共通の審査・認証基準に適合する認証機関が設立し、これらの機関による認証制度が普及することによって、ITAMSの信頼性の向上が図られ、ITアセットのより一層の品質向上、産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 原則 5 一般要求事項 6 組織運営機構に関する要求事項 7 資源に関する要求事項 8 情報に関する要求事項 9 プロセス要求事項 10 認証機関に関するマネジメントシステム要求事項		ISO/IEC 19770-11:2021	IDT	第2条の該当号: 13(提供に必要な能力) 対象事項: ITアセットマネジメントシステムの認証	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ 欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月	35.080.03.120.20	4
JSA	07 情報	制定	X5150-5	汎用情報配線設備—第5部:データセンター	Information technology—Generic cabling for customer premises—Part 5: Data centres	【制定・改正する理由(必要性)】 情報通信のトラフィック量は、毎年大幅な増加の一途をたどっていると同時に、更に高速通信が可能な新しいアプリケーションが次々に開発されている。これらに対応するため、2017年に、ISO/IEC JTC 1/SC 25(情報機器間の相互接続)において、情報配線設備に関する国際規格の体系に変更があり、新しい規格体系では、旧規格体系のときに個別規格であった複数の規格を、共通の一般要件の規格と個別要件の規格とにパートで区分する部編成の規格群となった。一つの規格群とすることによって、ネットワークへの要件が明確になり、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験及び運用・保守)を適切に行うことが可能となる。 対応国際規格の第1部及び第2部については、それぞれ、JIS X 5150-1(汎用情報配線設備—第1部:一般要件)及びJIS X 5150-2(汎用情報配線設備—第2部:オフィス施設)としてJIS化されており、第3部については、JIS X 5150-3(汎用情報配線設備—第3部:産業施設)としてJIS化作業中であり、利用者から標準化を強く求められている“データセンター”についても、対応国際規格であるISO/IEC 11801-5を基に、新たにJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、一つの規格群に従った設計、施工、試験及び運用・保守を行うことが可能となり、相互接続が進むネットワークへの対応が適切にできる。また、配線システムの提供者は、共通規格に基づいた商品(配線システム)を顧客に提供可能となるとともに、配線システムの利用者は、どの配線システム提供者からも同等品質の商品を受けることが可能となることが期待できる。さらに、対応国際規格の体系と一致したJISとすることによって、海外からの輸入及び海外への輸出の際の貿易障壁がなくなることが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語、定義及び略語 4 適合性 5 汎用配線システムの構造 6 チャネル性能要件 7 リンク性能要件 8 基本配線構成 9 ケーブルの要件 10 接続器具の要件 11 コード及びジャンパの要件 附属書A(規定)平衡配線リンクの組合せ		ISO/IEC 11801-5:2017		第2条の該当号: 1(構造、性能) 対象事項: 汎用情報配線設備	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、オ、カ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人電子情報技術産業協会のWG	2022年10月	35.200	4

# JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階
JSA	07 情報	制定	X22989	情報技術－人工知能－人工知能の概念及び用語	Information technology - Artificial intelligence - Artificial intelligence concepts and terminology	【制定・改正する理由(必要性)】 AIの用語は、第2次AIブームの折に、ISO/IEC 2382-28:1995が制定され、我が国においても、これを基にJIS X 0028:1999(情報処理用語－人工知能－基本概要及びエキスパートシステム)としてJIS化されている。しかし、近年、深層学習という新たな技術の登場に伴って第3次AIブームが到来し、新たな概念や用語が大量に使われるようになった。現在、統一的な定義がなく、業界に混乱を招いている。その象徴が、欧州が2021年4月に発表し現在審議が進められているAI規制法案である。同法は「ハイリスクなAI」に対して様々な義務を課すが「ハイリスク」「AI」の定義に曖昧さがあり、現在の定義だと従来のICTシステムにも当てはまってしまう、規制の拡大だと激しい議論となっている。AIでは「説明性」、「透明性」や「バイアス」への対応などが求められるが、これらも実務的に何を意味し、必要な対策は何か不明確となっている。こうした状況を踏まえてJTC1/SC42ではISO/IEC 22989 (Information technology - Artificial intelligence - Artificial intelligence concepts and terminology)を開発し、人工知能 (Artificial Intelligence) それ自体を含め様々な用語を新たに定義し、また、従来用語を変更・拡張する作業を進めている。 国内でも同様に、深層学習の登場に伴い様々な用語が幅広い関係者によって様々な規定され、少しずつ異なる意味をもって使われている状況を踏まえて、概念を整理し用語に関して指針を与える必要があるため、ISO/IEC 22989と整合を図ったJISを制定する必要がある。なお、ISO/IEC 2382-28は既に廃止されていることから、この規格の制定に伴い、JIS X 0028を廃止する。	【期待効果】 この規格を制定することによって、最近の実態を踏まえ国際的に統一した用語の定義に基づくコミュニケーション等が可能となることから、AI関連業界における混乱を防止し、海外からの動きにも対応する基盤として機能することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語および定義 ・AIで使われる概念 ・AIシステムのライフサイクル ・AIシステムの機能概観 ・AIのエコシステム ・AIが使われる分野 ・AIの応用アプリケーション	X0028:1999	ISO/IEC FDIS 22989	IDT	第2条の該当号: 5(用語)  対象事項: 人工知能	法律の目的に適合している。	利点: ア、イ、ウ、エ、オ、カ  欠点: いずれも該当しない。	—	国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月	35.020.01.040.35	5
JSA	07 情報	制定	X30300	情報及びドキュメンテーション－記録管理－基本概念及び用語	Information and documentation - Records management - Core concepts and vocabulary	【制定・改正する理由(必要性)】 記録管理のベストプラクティスとしてJIS X 0902-1(情報及びドキュメンテーション－記録管理－第1部:概念及び原則)が2019年に制定されたが、我が国にはそれを業務実践、組織管理及びトップマネジメントの中に組み込むための規格が存在しない状況である。ISO 30300シリーズ(記録マネジメントシステム)は、この「記録管理」のJISとの整合性を保持しながら、トップマネジメントによる体系的な記録管理を推進して記録の品質を改善し、業務実践及び組織運営に高い効果をもたらそうとする規格である。この両者は、本来、車の両輪であり、併用することによって記録管理の組織的マネジメントが成立し、最大限の効果をもたらすものである。このシリーズ規格の一つであるISO 30300(中核概念及び用語)では、記録管理領域における記録、評価、記録マネジメントシステムなどの中核概念とそこで使用する用語とについて、明確で体系だった説明及び定義を記載している。したがって、このISO規格を基にしたJISを提供することは、我が国において記録管理及び記録マネジメントシステムの確固たる基盤を形成するために必要不可欠である。なお、ISO 30300シリーズ3規格のうち、ISO 30301(要求事項)は、この規格と同時に、また、ISOで改訂作業中のISO 30302(実施ガイドライン)は、改訂後にJISとして制定を予定している。	【期待効果】 この規格の制定を通して、トップマネジメントによる「記録マネジメントシステム」及び「記録管理」の普及・定着を促進し、業務効率を高めるだけでなく、説明責任、リスクマネジメント及び事業継続を可能にする効果をもたらす。また、これに関与する異なる分野の人々のコミュニケーションを適確なものとする効果が期待される。さらに、そこから記録/情報システム業界活動の一層の活性化が期待できる。	主な規定項目は、次のとおりである。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 3.1 組織の概念に関する用語 3.2 記録の概念に関する用語 3.3 評価の概念に関する用語 3.4 記録管理及び記録プロセスの概念に関する用語 3.5 記録コントロールの概念に関する用語 3.6 システム及び記録システムの概念に関する用語		ISO 30300:2020	IDT	第2条の該当号: 5(用語)  対象事項: 記録管理システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2022年4月		5

# JIS作成予定(一覧表)(制定案)

2023年9月12日現在

認定機関	産業標準作成委員会	制定/改正/廃止	規格番号 (制定の場合は、仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正に伴う廃止JIS	対応する国際規格番号及び名称	対応する国際規格との対応の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の法律の目的)	選定基準3 (産業標準化の利点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関する判断基準)	JIS素案作成委員会(WG)	作成開始予定	ICS番号	作業段階	
JSA	07 情報	制定	X30301	情報及びドキュメンテーション-記録のマネジメントシステム-要求事項	Information and documentation - Management systems for records - Requirements	【制定・改正する理由(必要性)】 記録管理のベストプラクティスとしてJIS X 0902-1(情報及びドキュメンテーション-記録管理-第1部:概念及び原則)が2019年に制定されたが、我が国にはそれを業務実践、組織管理及びトップマネジメントの中に組み込むための規格が存在しない状況である。ISO 30300シリーズ(記録マネジメントシステム)は、この“記録管理”のJISとの整合性を保持しながら、トップマネジメントによる体系的な記録管理を推進して記録の品質を改善し、業務実践及び組織運営に高い効果をもたらそうとする規格である。この両者は本来、車の両輪であり、併用することによって記録管理の組織的マネジメントが成立し、最大限の効果をもたらすものである。このシリーズ規格の一つであるISO 30301(要求事項)では、組織の状況に応じて役割及び責任、体系的プロセス、測定及び評価、並びにレビュー及び改善についての要求事項を定めている。したがって、このISO規格を基にしたJISを提供することは、我が国の様々な団体・組織における“記録管理の運営”を適正に発展させるために必要不可欠である。なお、ISO 30300シリーズ3規格のうち、ISO 30300(中核概念及び用語)は、この規格と同時に、また、ISOで改訂作業中のISO 30302(実施ガイドライン)は、改訂後にJISとしての制定を予定している。	【期待効果】 この規格の制定によって、より適正で効率的な記録マネジメントシステムを構築するための諸要素が明確になって、記録に関するマネジメントシステムの確立が可能となる。これを通して、責任が明確なマネジメント体制の中における意思決定の透明性、トレーサビリティ及び公益性承認の確保が期待できる。	主な規定項目は次のとおりである。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 組織の状況 5 リーダーシップ 6 計画 7 支援 8 オペレーション 9 パフォーマンス評価 10 改善方策 11 附属書A(規定)記録のプロセス、制御及びシステムのオペレーションに関する要求事項		ISO 30301:2019	IDT	第2条の該当号: 7(作成方法)  対象事項: 記録管理システム	法律の目的に適合している。	利点: ア、ウ、エ、キ  欠点: いずれも該当しない。	—	1. 国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2022年4月			5